

○相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例

平成9年10月1日条例第18号

改正

平成21年12月22日条例第70号

平成24年3月27日条例第15号

相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、空き缶等及び吸い殻等のごみの散乱防止について、必要な事項を定めることにより、きれいなまちづくりを推進し、もって良好な環境の保全及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食物を収納していた缶、びん、ペットボトル、紙袋その他の容器又は包装をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で捨てられることによってごみの散乱の原因になるものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、広場、公園、河川その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、きれいなまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、きれいなまちづくりの推進について、市民等及び事業者に対する意識の啓発を図るとともに、市民等、事業者及びこれらのものの組織する団体の自主的活動を支援するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

**第4条** 市内に居住する者は、きれいなまちづくりの推進について、連帯して意識の高揚を図るとともに、その居住する地域において行われる美化活動等に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

3 市民等は、きれいなまちづくりの推進について、市が行う施策に協力しなければならない。  
(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、きれいなまちづくりの推進について、従業員に対する意識の啓発を図るとともに、事業所の周辺地域において行われる美化活動等に協力するよう努めなければならない。

2 飲食物等その製品又はその製品の容器若しくは包装がごみの散乱の原因となるおそれのある物を販売する事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止について、消費者に対する意識の啓発等を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、きれいなまちづくりの推進について、市が行う施策に協力しなければならない。  
(土地所有者等の責務)

**第6条** 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等及び吸い殻等の散乱防止について、清潔の保持その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、きれいなまちづくりの推進について、市が行う施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

**第7条** 何人も、公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

(重点地区の指定)

**第8条** 市長は、きれいなまちづくりを推進するため、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止を特に積極的に図る必要があると認める地区を、空き缶等散乱防止重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号）第47条に規定する相模原市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かななければならない。

3 重点地区の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定による告示後、速やかに、重点地区内に規則で定める事項を掲示しなければならない。

(重点地区の変更等)

**第9条** 市長は、必要があると認めるときは、重点地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、重点地区を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(重点地区における市の支援)

**第10条** 市は、重点地区における空き缶等及び吸い殻等の散乱防止について、市民等及び事業者への啓発を図るとともに、市民等、事業者及びこれらのものの組織する団体の自主的活動への支援を積極的に実施するものとする。

(きれいなまちづくりの日)

**第11条** 市は、市民等、事業者及び土地所有者等のきれいなまちづくりの推進に関する理解と関心を深め、積極的にきれいなまちづくりの推進に関する活動を行う意欲の醸成を図るため、きれいなまちづくりの日を設ける。

2 きれいなまちづくりの日は、5月30日とする。

3 市は、きれいなまちづくりの日にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(回収容器の設置等)

**第12条** 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)により飲料を販売する者は、規則で定めるところにより回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 飲食物を販売する者(自動販売機により飲料を販売する者を除く。)は、その販売した飲食物の容器又は包装の散乱を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定により回収容器を設置した者は、回収した缶、びん、ペットボトルその他の容器の資源化に努めなければならない。

(指導)

**第13条** 市長は、市民等、事業者及び土地所有者等に対し、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止について、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告)

**第14条** 市長は、第7条の規定に違反している者(重点地区内に限る。)又は第12条第1項若しくは第2項の規定に違反している者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

**第15条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(相模原市行政手続条例の適用除外)

**第16条** 前条の規定による命令（第7条の規定に係る命令に限る。）については、相模原市行政手続条例（平成9年相模原市条例第13号）第3章の規定は、適用しない。

(公表)

**第17条** 市長は、第15条の規定による命令（第12条第1項又は第2項の規定に係る命令に限る。）

を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その理由を当該命令を受けた者に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(立入調査等)

**第18条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者若しくは土地所有者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者若しくは土地所有者等の土地若しくは建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

**第19条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第20条** 第15条の規定による命令（第7条の規定に係る命令に限る。）に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

## 附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成21年12月22日条例第70号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第9条の次に2条を加える改正規定(第11条に係る部分に限る。)は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第10条の規定により指定された空き缶等散乱防止重点地区は、改正後の第8条の規定により指定された空き缶等散乱防止重点地区とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。